

特別基準の検査方法
水道用止水栓

平成9年4月15日制定
平成23年4月12日改正
平成24年11月12日改正
平成25年1月30日改正

項 目	検 査 方 法	摘 要
検査基準	<p>水道用止水栓（JWWA B 108）による。</p> <p>判定基準 検査の判定は、当該規格、特別基準の検査方法及び別表〔不適合の階級別欠点及び判定基準による。〕</p>	
製品検査	<p>製品検査 製品検査は、規格11.1の検査について行う。</p>	
(検査設備)	<p>検査設備 検査に使用する計測機器類は、社内規定に基づき、校正及び点検を実施しているものを使用していることを調べる。</p>	検査の都度
(材料検査)	<p>材料検査 規格11.1 f) の材料は、次の各部の材料について、認証図面どおりであることを製造業者の成績書、又はその他の方法によって確認する。</p> <p>甲形止水栓</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 胴 2. 栓棒 3. こま 4. 伸縮ソケット（伸縮形の場合） 5. その他 	登録番号ごとに1個行う

項 目	検 査 方 法	摘 要
(耐 圧 性 検 査)	<p>ボール止水栓</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 胴 2. ボール押さえ 3. ボール 4. 栓棒 5. 伸縮ソケット (伸縮形の場合) 6. その他 	
	<p>耐脱亜鉛腐食性 ボール, 栓棒及び伸縮ソケットに使用する JIS H 3250 (C3531, C6803) の耐脱亜鉛腐食性の検査は, JIS H 3250の附属書Bにより行い, 2種 (最大侵食深さが, 100μm 以下) 以上であることを成績書によって調べる。</p>	検査の都度
	<p>耐圧性検査 規格11.1 a) の耐圧性は, 規格9.4の耐圧試験によって行い, 耐圧部に漏れ, 変形, 破損, にじみ, その他の異常がないことを調べる。</p> <p>試験方法 規格図1に示すような試験装置に供試品を取り付け, JIS S3200-1によって行い, 耐圧部に一次側から1.75MPaの静水圧を加えて1分間保持する。</p> <p>なお, 漏れ, にじみの確認の試験に限って空気圧によることができる。空気圧で行う場合は, 規格図2に示すような試験装置</p>	付表5-1(致命)

項 目	検 査 方 法	摘 要
(止 水 性 検 査)	<p>に供試品を取り付け、0.6MPaの空気圧を5秒間加えたとき、漏れその他の異常の有無を調べる。</p> <p>ただし、空気圧に替えて試験を行う場合、種類別（甲形止水栓、ボール止水栓）、呼び径別に1個は水圧による試験を実施することとする。</p> <p>また、伸縮形の場合は、胴と伸縮ソケットを別々に行うことができる。</p> <p>止水性検査 規格11.1 b) の止水性は、規格9.5の止水試験の方法によって行い、漏れ、その他の異常がないことを調べる。</p> <p>試験方法 規格図1に示すような試験装置に供試品を取り付け、一次側から0.75MPaの静水圧を加えて30秒間保持する。</p> <p>また、空気圧で行う場合は、規格図2に示すような試験装置に供試品を取り付け、0.6MPaの空気圧を5秒間加えたとき、漏れの有無を調べる。</p>	付表5-3(軽)
(作 動 性 検 査)	<p>作動性検査 規格11.1 c) の作動性は、手動によって栓の開閉操作を行ったとき、運動部分が円滑に作動することを調べる。</p>	付表5-3(軽)

項 目	検 査 方 法	摘 要						
(構造、形状及び寸法検査)	<p>構造、形状及び寸法検査 規格11.1 d) の構造、形状及び寸法は、規格6.1の構造及び形状、規格6.2の主要寸法、規格6.3の開閉方向及び認証図面どおりであることを調べる。</p> <p>なお、面間寸法の許容差は表1による。</p> <p>開閉方向 栓の開閉方向は、左回り開き、右回り閉じとする。ただし、注文者の指示によって右回り開き、左回り閉じとすることができる。</p> <p>測定器具 寸法検査は、JIS B 7502のマイクロメータ、JIS B 7507のノギス、JIS B 0253の管用テーパねじゲージ、JIS B 0254の管用平行ねじゲージ（B級ねじ）又はこれらと同等の精度をもつものを用いて測定する。</p> <p style="text-align: center;">表1 面間寸法の許容差</p> <p style="text-align: right;">単位 mm</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>呼 び 径</th> <th>許 容 差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13~40</td> <td>±1.0</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>±1.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>めっき厚さ ボール、栓棒及び伸縮ソケットに施したニッケルクロムめっきの検査は、JIS H 8617（ニッケルめっき及びニッケ</p>	呼 び 径	許 容 差	13~40	±1.0	50	±1.5	<p>付表5-4(重)</p> <p style="text-align: right;">検査の都度</p>
呼 び 径	許 容 差							
13~40	±1.0							
50	±1.5							

項 目	検 査 方 法	摘 要								
<p>(外観検査)</p> <p>(表示検査)</p>	<p>ルークロムめっき) により行う。</p> <p>この場合のめっき厚さは、成績書又はその他の方法によって表2のとおりであることを調べる。</p> <p style="text-align: center;">表2 ニッケルークロムめっき厚さ 単位 μm</p> <table border="1" data-bbox="302 452 731 564"> <thead> <tr> <th data-bbox="302 452 412 521">下地めっき</th> <th data-bbox="412 452 515 521">下地めっき 最小厚さ</th> <th data-bbox="515 452 625 521">下地めっき</th> <th data-bbox="625 452 731 521">下地めっき 最小厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="302 521 412 564">Ni b^{注1}</td> <td data-bbox="412 521 515 564">2.0</td> <td data-bbox="515 521 625 564">Cr r^{注2}</td> <td data-bbox="625 521 731 564">0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 b：光沢めっき 注2 r：普通めっき</p> <p>外観検査 規格11.1 e) の外観は、規格箇条7の外観について、内外面が滑らかで、割れ、鑄巣、ひび、著しいきず、鑄ばり、その他の使用上有害な欠点がないことを目視によって調べる。</p> <p>表示検査 規格11.1 g) の表示は、規格箇条13の表示及び品質確認業務規則に定める項目について、次の各事項が鑄出し又は容易に消えない方法で明示されていることを調べる。</p> <p>a) 認証取得者又はその略号</p> <p>b) 品質確認実施工場名若しくは製造工場が識別できる表示</p> <p>c) 呼び径</p> <p>d) 流体の流れを示す矢印（甲形止水栓に</p>	下地めっき	下地めっき 最小厚さ	下地めっき	下地めっき 最小厚さ	Ni b ^{注1}	2.0	Cr r ^{注2}	0.1	<p>付表5-2(重)</p> <p>付表5-3(軽)</p>
	下地めっき	下地めっき 最小厚さ	下地めっき	下地めっき 最小厚さ						
Ni b ^{注1}	2.0	Cr r ^{注2}	0.1							

項 目	検 査 方 法	摘 要
<p>認証マーク</p>	<p>限る)</p> <p>e) 具備している性能が識別できる表示 (規格番号) 又は認証登録番号</p> <p>注1 a) b) の表示について、センター に届出されたとおりの表示をしている ことを調べる。</p> <p>注2 b) の表示については、センター及 び認証取得者が識別できればよい。</p> <p>注3 e) の表示については、包装等でも よい。</p> <p>品質認証マーク管理要綱による。</p> <p>付 則</p> <p>この方法は、平成9年4月1日から実施す る。</p> <p>付 則</p> <p>この方法は、平成23年5月1日から実施す る。</p> <p>付 則</p> <p>この方法は、平成24年11月12日から実施す る。</p> <p>付 則</p> <p>この方法は、平成25年2月1日から実施す る。</p>	<p>検査の都度</p>

別表

不適合の階級別欠点及び判定基準

不適合の階級	検査項目	欠点の種類	判定基準
致命	耐圧	漏れ, 変形, 破損, にじみ, その他の異常	あるものは不可
重	形状・寸法	各部の寸法 面間寸法 接続ねじ部	認証図面どおりでないものは不可 規格付表1により行い, 許容差の範囲を超えるものは不可 JIS B 0253 (管用テーパねじゲージ) 及び JIS B 0254 (管用平行ねじゲージ) に適合しないものは不可
	構造	各部の構造	認証図面どおりでないものは不可
	外観	割れ, 鑄巣, ひび, 著しいきず, 鑄ばり	あるものは不可
軽	耐圧	締付部の漏れ	あるものは不可
	止水	漏れ, その他の異常	あるものは不可
	作動	運動部分	円滑に作動しないものは不可
	表示	誤表示 無表示	間違っているものは不可 表示のないもの, 抜けているものは不可
材料			認証図面と異なるものは不可
耐脱亜鉛腐食性			2種(最大侵食深さ, 100 μ m以下)以上でないものは不可
認証マーク	記録		使用した時期の記録が確認できないものは不可
	表示		届出したものと同一でないものは不可
めっき厚さ			厚さは, ニッケル2 μ m, クロム0.1 μ m未満のものは不可
検査設備			校正, 点検を実施しているものを使用していないものは不可